



明治安田の長期運用年金



5年ごと配当付利率変動型個人年金保険

契約概要

<重要事項説明書類>

契約概要をご覧になるにあたって

- この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。また、この「契約概要」は、ご契約後も大切に保管してください。

- この「契約概要」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。ご契約の際には、「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」「ご契約のしおり 定款・約款」とあわせてご確認ください。

「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」

ご契約に際して特にご注意いただきたい事項や不利益となる事項を記載しています。

「ご契約のしおり 定款・約款」

お支払事由および制限事項の詳細など、ご契約についての大切な事項や必要な保険の知識などをご説明しています。

- ご契約後の保障内容については、電子交付される「ご契約締結内容通知書」を必ずご確認ください。

1 | 引受保険会社の名称と住所等

名称 明治安田生命保険相互会社
住所 本社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内 2-1-1
連絡先 TEL 03-3283-8111 (代表)
ホームページアドレス <https://www.meijiyasuda.co.jp/>

2 | 商品の特徴としくみ

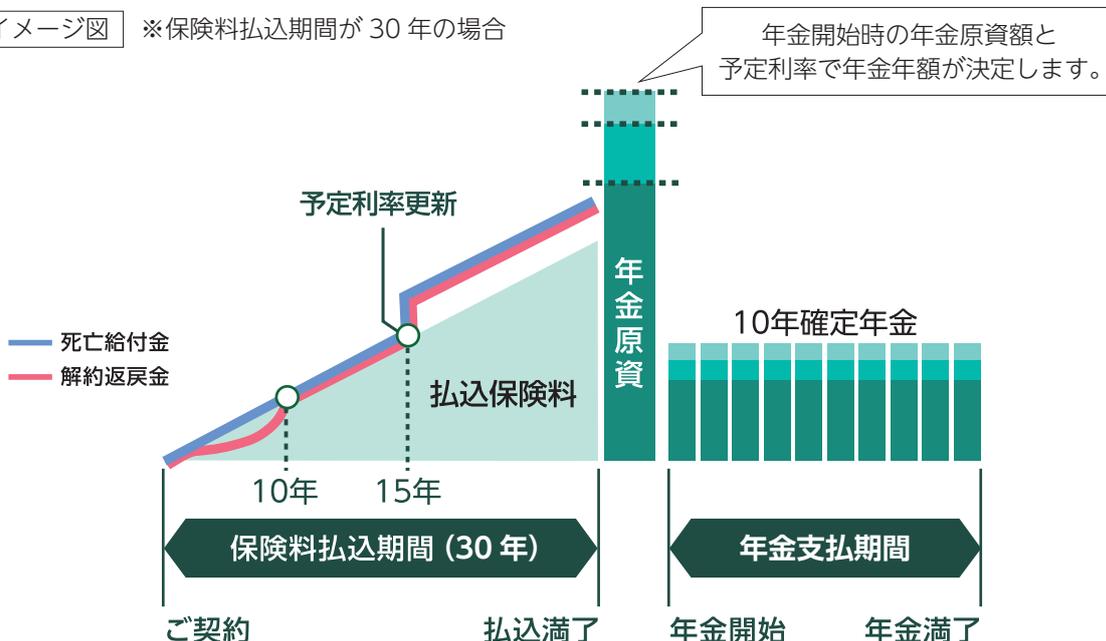
保険商品の名称（正式名称）

5年ごと配当付利率変動型個人年金保険

商品の特徴としくみ

- 保険料払込期間中の死亡保障を抑え、年金としてお受け取りいただく金額が大きくなるように設計された生存保障重視型の個人年金保険です。
- 年金を10年間確実にお受け取りいただく「確定年金」です。年金支払期間中、被保険者が生存している間、定額の年金をお支払いします。
- 予定利率は、契約日、予定利率計算基準日および年金開始日に当社が設定します。予定利率計算基準日に設定する予定利率が、直前まで適用されていた予定利率よりも高い場合は、予定利率が同じ場合よりも、年金年額は増加します。
- 年金年額は、最終的な年金原資額等に基づき計算される金額となります（契約時には確定しません）。
- 保険契約者および年金受取人は、被保険者と同一人とし、加入後に変更することはできません。
- 所得税法上の要件を満たすご契約は、「個人年金保険料税制適格特約」を付加することができ、お申し込みいただいた保険料について「個人年金保険料控除」を受けることができます。

イメージ図 ※保険料払込期間が30年の場合



3 | 保障内容

主契約について

年金開始日以後の保障 (年金)

年金の種類	お支払いする場合 (支払事由)	お支払額	受取人
10年確定年金	被保険者が年金支払期間中の年金支払日に生存しているとき	(毎年の年金支払日における年金) 次の各号により計算した年金年額 1. 年金原資額 2. 年金開始日に定めた予定利率	年金受取人
	被保険者が第1回年金支払日から年金支払期間中の最後の年金支払日の前日までの間に死亡したとき	年金支払期間中の未払年金の現価 ^①	後継年金受取人

●年金のお支払いは、一括払いもお選びいただけます^②。

年金開始日以前の保障 (死亡給付金)

お支払する給付金	お支払いする場合 (支払事由)	お支払額	受取人
死亡給付金	被保険者が責任開始時から保険料払込期間満了日までに死亡したとき	契約日の直後に到来する予定利率計算基準日の前日まで ^③ に支払事由が発生したとき 被保険者が死亡した日までに払い込まれた保険料 ^④ の合計額	死亡給付金受取人
		契約日の直後に到来する予定利率計算基準日から年金開始日の前日までに支払事由が発生したとき 次の各号の合計額 ア. 支払事由が発生した日の直前の予定利率計算基準日時点の積立金 イ. 支払事由が発生した日の直前の予定利率計算基準日以後に払い込まれた保険料 ^④ の合計額	

●死亡給付金は、一時支払いとなります。



【留意・補足事項】

- ① 年金支払期間中の未払年金の現価の支払いに代えて、年金の継続払いを請求することができます。
- ② 一括払いの場合の受取金額は、年金として受け取った場合の総額よりも少なくなることがあります。
- ③ 保険料払込期間が15年の場合は、年金開始日の前日までの間とします。
- ④ 保険料が減額された場合は、減額後の保険料とします。

特約について

個人年金保険料税制適格特約

- この特約を付加した場合、お払込みになった保険料は、一般の「生命保険料控除」とは別枠で、「個人年金保険料控除」の対象となります。

特約を付加する場合の条件

年金受取人	被保険者と同一で、かつ、ご契約者またはその配偶者のいずれかであること
保険料払込期間	10年以上であること
年金支払期間	年金開始年齢が60歳以上、かつ、年金支払期間は10年以上であること

特約を付加した場合の制限

ご契約内容の変更	・保険料の減額などに伴う返戻金が発生する場合であっても、お支払いせずに当社所定の利率 ^① で積み立てておき、年金開始日に増額年金の買増しにあてます。
配当金のお支払い	・配当金は当社所定の利率 ^① で積み立てておき、年金開始日に増額年金の買増しにあてます。年金開始日前または年金開始日の一時金受取りは選択できません。

この特約のみの解約はできません。この特約に関する税務の取扱いについては、2024年8月現在の税制に基づくものであり、今後、税制の変更に伴い取扱いが変わる場合があります。



【留意・補足事項】

- ① この利率は金利水準等の状況変化により変動することがあります。適用される利率については、当社ホームページでご確認ください。

保険契約者代理特約（契約者手続サポート制度）

- ご契約者が、ご契約に関するお手続きをする意思表示が困難な場合などに、あらかじめ指定された保険契約者代理人^①が、ご契約者に代わって所定のお手続きを行なうことができます。
- ご契約者は、保険契約者代理人に対し、「ご契約の内容」および「ご契約者に代わってお手続きができること」を必ずお知らせください。

対象となるお手続き

- 住所変更、保険料の減額、解約などの、ご契約者が行なうご契約に関するお手続きが対象となります。ただし、次のお手続きは代理可能なお手続きの対象外です。

- 保険契約者代理人の変更手続き
- 死亡給付金受取人の変更手続き
- 後継年金受取人の変更手続き



【留意・補足事項】

- ① 保険契約者代理人の範囲等の詳細については、「ご契約のしおり 定款・約款」をご確認ください。

予定利率について

- 予定利率は、契約日、予定利率計算基準日^①および年金開始日に、日本国債の金利等をふまえて当社が設定します。
- 設定される予定利率は、最低保証予定利率を下回ることはありません。
- 予定利率を適用する期間は以下のとおりです

適用する予定利率	適用する期間
契約日に定めた 予定利率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約日から、直後に到来する予定利率計算基準日の前日まで適用します。 ・ 直後に到来する予定利率計算基準日がない場合は、年金開始日の前日まで適用します。
予定利率計算基準日に定めた予定利率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該予定利率計算基準日から、直後に到来する予定利率計算基準日の前日まで適用します。 ・ 直後に到来する予定利率計算基準日がない場合は、年金開始日の前日まで適用します。
年金開始日に定めた 予定利率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年金開始日以後、年金支払期間中に適用します。



【留意・補足事項】

- ① 予定利率計算基準日は、保険料払込期間に応じて以下の日とします。

保険料払込期間	予定利率計算基準日
15年	なし
16年～44年	契約日から15年後の年単位の契約応当日
45年～59年	契約日から15年後および30年後の年単位の契約応当日
60年以上	契約日から15年後、30年後および45年後の年単位の契約応当日

4 | お申込みに際して

主なお取扱い

ご契約者等の範囲	ご契約者・被保険者・年金受取人は同一のみ		
契約年齢範囲・ 年金開始年齢範囲・ 保険料払込期間	契約年齢範囲	年金開始年齢範囲	保険料払込期間
	18歳～65歳	33歳～80歳	15年～62年
	※契約年齢+保険料払込期間=年金開始年齢となるよう、「保険料払込期間」を設定します		
ご契約者・年金受取人の変更	お取扱いしておりません		
保険料払込期間・年金開始日・ 年金支払期間の変更	お取扱いしておりません		
保険料の払込方法	月掛／口座振替扱い		
月掛保険料	最低保険料	10,000円	
	最高保険料	通算対象年金年額①3,000万円に対応する保険料	
	取扱単位	1,000円	
保険料の 増額・減額	増額	お取扱いしておりません	
	減額	年金開始日前に限り、お取扱いしております (減額後の最低月掛保険料：10,000円)	
告知	無告知		
他の商品への転換制度、 保険料の前納・一括払い、 契約者貸付、自動振替貸付、 払済年金保険への変更	お取扱いしておりません		
年金のすえ置支払い・ 分割支払い	お取扱いしておりません		
法人契約	お取扱いしておりません		

- 市場金利情勢等によっては、お取扱いが変更となる場合があります。
- ご契約の具体的な内容については、電子交付される「ご契約締結内容通知書」でご確認ください。



【留意・補足事項】

- ① 通算対象年金年額は、契約日に定めた予定利率および最低保証予定利率を用いて計算します。

5 | 配当金

- 配当金は決算により剰余金が生じた場合、ご契約者に公平に分配され、ご契約後6年目から5年ごとの契約応当日にお支払いします（自動積立）。ただし、決算実績によってはお支払いできない場合もあります。
- 上記の配当金とは別に、特別配当をお支払いすることがあります。
- 年金開始日前の配当金は、当社所定の利率①で積み立てておき、年金開始日に増額年金の買増しに充当します。年金開始日以後の配当金は、年金開始日から5年ごとの契約応当日に年金とともに年金受取人にお支払いします。

「金利キャッチアップ配当」について

- 金利キャッチアップ配当とは、市場金利が上昇し、かつ当社の財務健全性（ESR）が一定水準以上のとき、市場金利の上昇分②を、通常配当のうち利差配当部分で還元する明治安田の長期運用年金独自の配当です③。



【留意・補足事項】

- ①この利率は金利水準等の状況変化により変動することがあります。適用される利率については当社ホームページでご確認ください。
- ②「契約時（予定利率の更新時）から計算時までの各年度末の新契約（予定利率更新契約）の予定利率の平均」から「契約時（予定利率の更新時）の予定利率」を差し引いて算出します。なお、予定利率更新契約とは、予定利率を更新する予定利率計算基準日が到来した契約のことをいいます。
- ③金利キャッチアップ配当は年金開始日前のみの配当となります。

6 | 解約と返戻金

- 年金開始日前であれば、ご契約者はいつでもご契約を解約することができます。また、ご契約を有効に続ける方法として、当社所定の範囲内で保険料を減額（一部解約）①することができます。
- ご契約を解約して返戻金があるときは、返戻金を受け取ることができます。
- 保険料払込期間中に解約等②された場合の返戻金は、以下のとおりとします。なお、解約等の日より前に保険料が払い込まれていない期間がある場合は、返戻金の金額が以下と異なる場合があります。

解約等の時期	取扱い
契約日の直後に到来する予定利率計算基準日の前日までの間	保険料が払い込まれた年月数により計算します。
契約日の直後に到来する予定利率計算基準日から年金開始日の前日までの間	次のア・およびイ.の合計額により計算します。 ア. 解約等の日の直前の予定利率計算基準日時点の積立金 イ. 解約等の日の直前の予定利率計算基準日以後に払い込まれた保険料③の合計

- 年金開始日以後は、ご契約の解約はできません。
- 保険料を減額した場合、年金年額・死亡給付金額も減額されます。
- いったん減額されたあとで、保険料をもとに戻すことはできません。



【留意・補足事項】

- ① 減額があった場合は、契約日から減額後の保険料であったもの（一部解約）として取り扱います。
- ② ご契約が失効し、解除または解約された場合をいいます。
- ③ 保険料が減額された場合は、減額後の保険料とします。

7 | その他留意事項

給付金のお支払いについて

- 以下のケースなど、免責事由に該当した場合、「お支払いする場合」に該当していても、給付金のお支払いはできません。
 - ・ 死亡給付金受取人の故意
- 年金には免責事由はありません。

その他

- 契約日におけるご契約者・被保険者の年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。また、保険契約締結後のご契約者・被保険者の年齢は、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。
- ご契約者と年金受取人の関係にかかわらず、毎年年金受取時に年金の課税部分に対して所得税^①および住民税が課税されます。詳しくは「ご契約のしおり 定款・約款」をご確認ください。
- 贈与資金を保険料に活用するご契約の場合、保険金額、保険料、保険料払込期間、解約時の返戻金の推移等について十分にご確認ください。また、ご契約後に贈与者の死亡等により保険料のお払込みが困難になった場合でも、ご契約を継続いただく方法がありますので担当者にお問い合わせください。なお、毎年贈与契約書を作成するなど、贈与を行なう場合の留意点がございますので、所轄の税務署や税理士等にご確認ください。

税務の取扱いについては 2024 年 8 月現在の税制に基づくものであり、今後、税制の変更に伴い取扱いが変わる場合があります。個別の取扱いにつきましては、所轄の税務署等にご確認ください。



【留意・補足事項】

- ① 復興特別所得税があわせて課税されます。

お電話によるご相談窓口

コミュニケーションセンター
「ecoシリーズ商品のお問い合わせ窓口」



0120-510-155

月曜～金曜 9:00～18:00 土曜 9:00～17:00 (いずれも祝日・年末年始を除く)

コミュニケーションセンターとのお電話の内容は、当社業務の運営管理およびサービス充実の観点から録音させていただいておりますので、あらかじめご了承ください。なお、当社におけるお客さまに関する情報の取扱いについては、当社ホームページをご覧ください。

生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行なう者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

引受保険会社

明治安田生命保険相互会社

本社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1
TEL 03-3283-8111 (代表)

明治安田ホームページ

<https://www.meijiyasuda.co.jp/>

募 I 2400146 商品開発